

自動運転バス運行業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、バス運行事業者の運転手不足に係る状況改善や交通事故の削減等、公共交通を取り巻く環境改善を図るため、実証運行の実施と社会受容性の向上を通じたレベル4自動運転バスの実現に向けた出発点として、レベル2自動運転バスを運行するものであり、あわせて、スマートシティの推進及びDXの推進を背景の一部とする本業務の実施により、まちづくり、観光・経済の活性化及び環境負荷の低減に寄与することを目指すものである。

については、市が関係事業者等と組織した「米子市レベル4自動運転実装推進協議会」において、自動運転車両運行業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するものとし、企画提案の内容や価格等を総合的に評価して、最も優れた企画提案を行った事業者を選定する。

2 業務委託の概要

(1)業務名

自動運転バス運行業務

(2)業務内容

別紙仕様書のとおり

(3)契約期間

契約日から令和8年2月27日まで

(4)上限額

337,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2)破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。）
- (3)米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4)米子市の市税等を滞納していないこと。
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

- (6)平成30年度から令和6年度までの間において、JASO TP18004の規定による自動運転レベル2以上で国内の公道を走行した自動運転実証運行での運行主体又は車両制御に関する業務の実績（以下「業務実績」という。）があること。

4 事務担当

米子市総合政策部交通政策課

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

電話 (0859) 23-5271

電子メール kotsu@city.yonago.lg.jp

5 手続等

(1)参加希望書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加希望書及び添付書類（様式第1号）各1部を、令和7年7月31日（木）午後5時までに、事務担当まで持参又は郵送すること。なお、郵送による申込みは書留郵便によることとし、令和7年7月31日（木）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

(2)企画提案書等の提出

ア (1)の参加希望書を提出した者は、次に掲げる書類を令和7年8月18日（月）午後5時までに事務担当まで持参、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは書留郵便によることとし、令和7年8月18日（月）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

書類	様式	紙面提出数	電子データ
提案者情報書	様式第2号	1部	要
業務実績書	様式第3号	8部	
企画提案書	任意様式	8部	
経費見積書	様式第4号	1部	
経費見積内訳書	任意様式	1部	

イ アの書類への記載内容及び留意事項は、別紙1 提出書類記載内容等のとおりとする。

6 質問の方法

質問は、様式第5号に簡潔にまとめ、事務担当に電子メールにより提出すること。

- (1)提出期限は、令和7年7月31日（木）午後5時までとする。
- (2)回答は、米子市ホームページ上に順次掲載する。なお、質問がなかった場合には、掲載しない。
- (3)最終の回答は、令和7年8月8日（金）午後5時までに掲載する。

7 審査の方法等

(1)審査方法

- ア 自動運転バス運行業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。
- イ 選定委員会において、提出書類及び本プロポーザルに参加し企画提案する者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションの内容を審査基準に沿って審査し、最優秀者1者を選定する。
- ウ 選定委員会の会議は非公開とする。

(2)プレゼンテーションの実施

- ア プレゼンテーションの実施時間は1提案者につき20分以内とし、その後、10分程度の質疑応答を行う。
- イ 提案内容の説明は提出した資料のみを用いて行い、説明支援機器等を使用してはならない。
- ウ 企画提案書等に記載していない新たな情報を使用してはならない。
- エ プレゼンテーションの実施順序は、提出書類の受付順とする。
- オ プレゼンテーションの実施日時及び場所等は、後日文書にて通知する。

(3)審査基準

- ア 評価項目の内容及び配点構成は、別紙2 評価項目一覧のとおりとする。
- イ 企画提案の評価は次のとおり5段階評価とし、評価点に各評価項目の係数を乗じて得た値を点数とし、合計して採点する。

評価	評価点
A：とても優れている	5点
B：優れている	4点
C：普通	3点
D：あまり評価しない	2点
E：評価しない	0点

- ウ 価格点は最高10点とし、次の式により算出する。

価格点＝最低見積価格／見積価格×10点（小数点以下切り捨て）

※最低見積価格とは、全ての提案者が提出した中で最も低い見積価格を言う。

- エ 審査結果により、最も高い点数を得た提案者を最優秀者として選定し、当該提

案者と契約に向けた交渉を開始する。

8 失格事項

- (1)参加資格を満たさない場合。
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3)見積金額が予定価格を超えている場合。
- (4)本実施要領、関係法令及び事務担当が指示した事項に違反する場合。

9 審査結果の通知等

- (1)審査結果は、令和7年8月下旬頃に提案者宛てに文書にて通知する。電話等による問合せには応じない。
- (2)審査結果についての異議の申立ては、一切受け付けない。

10 契約候補者との協議

- (1)審査により最優秀者として選定された提案者は、契約候補者として業務委託契約の締結に向けて仕様書の細目について協議を行う。
- (2)協議に際し、米子市レベル4自動運転実装推進協議会は、必要に応じて契約候補者の提案内容に対する修正を求めることができるものとし、契約候補者は誠実にこれに応じること。
- (3)最優秀者として選定された者との協議が不調となった時は、審査による順位付けに基づき、上位の者から順に契約締結に向けた協議を行う。

11 スケジュール

プロポーザル公募開始	令和7年7月10日(木)
参加希望書提出期限	令和7年7月31日(木)午後5時
質問書提出期限	令和7年7月31日(木)午後5時
質問最終回答	令和7年8月8日(金)午後5時
企画提案書等提出期限	令和7年8月18日(月)午後5時
プレゼンテーション	令和7年8月中旬から下旬
審査結果送付	令和7年8月下旬

12 その他

- (1)提案者は、本実施要領等の内容及び決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (2)本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3)提出された書類等は返却しない。

- (4)提出された書類は、参加者に無断でプロポーザル手続き以外の目的のために使用しない。
- (5)参加者は、参加希望書の提出をもって、本実施要領及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。

別紙1 提出書類記載内容等

1 提出書類全般に関する留意事項

- ・ 1 提案者につき 1 件までの提案とする
- ・ 紙面提出書類は A 4 版（必要に応じて部分的に A 3 版を使用可）片面印刷とする（企画提案書のみ両面印刷を可とする）
- ・ 文字サイズは 10 ポイント以上を基本とする
- ・ 書類様式は米子市ホームページからダウンロードすることを基本とする
- ・ 電子データは、PDF 形式にて提出書類ごとに 1 つのファイルにまとめ、CD-R 又は DVD-R に保存し提出すること
- ・ 提出書類の記載内容及び提出部数が不足している場合は受理しない

2 企画提案書記載内容

(1) 自動運転車両（仕様書第 11 条、第 12 条関係）

- ・ 調達する自動運転車両の名称及び性能
- ・ 使用する自動運転システムの概要
- ・ 自動運転車両に施す改造（行先表示、車内換気等）の内容
- ・ 車両の快適性の向上に係る提案事項があれば記載すること

(2) 運行計画（仕様書第 17 条、第 18 条、第 19 条関係）

- ・ 運行上の安全対策
- ・ 乗車予約方法及び運行状況の公開方法

(3) 管理体制（仕様書第 6 条、第 8 条関係）

- ・ 車両管理体制（自動運転の日常管理、定期整備、不調発生時の対応等）

(4) 緊急時対応（仕様書第 26 条関係）

- ・ 緊急時体制及び事故発生時の対応

(5) レベル 4 自動運転に向けた技術対応等（仕様書第 28 条、第 29 条、第 31 条関係）

- ・ レベル 4 自動運転の実装に向けた検討及び検証に必要な走行データ等の提出内容
- ・ 社会受容性の向上を目的とした、自動運転に対する市民の理解又は自動運転バスの利用促進につながる取組等の内容

(6) スケジュール

- ・ 運行開始までに行う運行準備及び諸手続き等の実施スケジュール

(7) その他

- ・その他自動運転バスの運行の安全性・安定性・利便性又はレベル4自動運転に向けた技術対応等に係る提案事項があれば記載すること

3 経費見積内訳書記載内容

- ・車両調達費（自動運転車両の調達、改造及び登録等に係る費用）
- ・施設等整備費（遠隔監視室、急速充電設備、停留所標識の整備等に係る費用）
- ・運行準備費（走行設定、予約システム等の構築、業務従事者教育等の運行開始までに要する費用）
- ・運行費（人件費、システム運用費、燃料費等の自動運転バスの運行に係る費用）
- ・報告書作成費（履行状況及びレベル4対応に必要となる走行データ等の提出に係る費用）
- ・保険料（損害賠償保険料）
- ・諸経費（社会受容性の向上に係る費用を含む）

別紙2 評価項目一覧

評価項目			評価点	係数	配点	
企 画 提 案 点	能力	実績	平成30年度から令和6年度までの間における、自動運転レベル2以上で国内の公道を走行した自動運転実証運行での実施主体としての業務実績の件数及び内容	5	×2	10
			自動運転レベル4以上で国内の公道を走行した自動運転実証運行での実施主体としての業務実績の有無（有：5点、無：0点）	—	—	5
			上記実証実験での自動運転率（走行距離のうち運転手が手動介入せずに自動運転で走行できた距離の割合） ＜インフラ協調なしの場合＞ 90%以上：15点、85%～89%：10点 80%～84%：5点、79%以下：0点 ＜インフラ協調ありの場合＞ 90%以上：5点、89%以下：0点 （いずれも小数点以下第一位を四捨五入）	—	—	15
		実施体制	オペレーター・遠隔監視者への教育や自動運転車両の維持管理、緊急時対応等、安全で安定した運行を考慮したものとなっているか	5	×2	10
	提案	提案内容	乗車予約や運行状況の公開などの内容が、利便性を考慮したものとなっているか	5	×2	10
			本委託業務以降に当協議会が導入を目指す、レベル4自動運転に向けた走行データ等の提供内容が具体的かつ適切であるか	5	×2	10
			自動運転に対する理解や自動運転バスの利用促進など、社会受容性の向上に係る取組が具体的かつ適切であるか	5	×3	15
地域の交通事業者による自動運転技術の導入を見据えた内容となっているか			5	×2	10	
	事業計画	事業計画やスケジュール等は適切であるか	5	×1	5	
価格点					10	
合計					100	

様式第 1 号

令和 年 月 日

米子市レベル4自動運転実装推進協議会会長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

所 属 部 署

担当者職氏名

電 話 番 号

電 子 メ ー ル

参 加 希 望 書

令和7年7月10日付けで掲示のあった「自動運転バス運行業務」に係るプロポーザルに参加を希望します。

なお、当社は、本プロポーザルへの参加資格を有しますので、下記に掲げる書類を添付するとともに、これらの書類に記載した内容については、事実と相違ないことを誓約します。

■添付書類

- (1) 参加資格に関する申立書
- (2) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（交付日から3か月を経過していないもの）
- (3) 市税等納付確認同意書
- (4) 役員等調書兼照会承諾書

※ (2)、(3) 及び (4) については、米子市の指名競争入札の参加資格をする者は、提出することを要しない。

様式第1号の1

令和 年 月 日

米子市レベル4自動運転実装推進協議会会長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

参加資格に関する申立書

自動運転バス運行業務に係るプロポーザルに参加するに当たり、当社は、次のとおり参加資格を有することを申し立てます。

1 次に掲げる要件について、事実と相違ありません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。）
- (3) 米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 米子市の市税等を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 平成30年度から令和6年度までの間において、JASO TP18004の規定による自動運転レベル2以上で国内の公道を走行した自動運転実証運行での運行主体又は車両制御に関する業務の実績（以下「業務実績」という。）があること。

様式第1号の2

市税等納付確認同意書

令和 年 月 日

米子市レベル4自動運転実装推進協議会会長 様

住 所 (所在地) _____

氏 名 (名称) _____ (印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

次の申請に伴い、私の米子市市税等（市税・保育料・市営住宅家賃その他の納付金・下水道使用料・下水道事業受益者負担金・淀江町公共下水道排水施設加入金・農業集落排水施設使用料・農業集落排水事業分担金・国民健康保険料・介護保険料）の納付状況について、確認することに同意します。

記

申請事業名 _____

※ 法人の納付状況を確認いたします。法人の所在地、名称、代表者名を記載の上、代表者印を押印ください。

役員等調書兼照会承諾書

令和 年 月 日

米子市レベル4自動運転実装推進協議会会長 様

(届出者)

所在地

商号又は名称

職・氏名

㊟

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として鳥取県米子警察署に照会することを承諾します。

役職等	氏名	ふりがな	生年月日

【注意事項】

- 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び監査役並びに米子市所在の営業所等の長が役員でない場合にはその長、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等、個人事業者にあつては当該個人）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている方の同意を取ってください。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

提案者情報書

1 商号又は名称 <small>ふりがな</small>	
2 代表者の職・氏名 <small>ふりがな</small>	
3 本店所在地	
4 設立年月日	
5 資本金	
6 従業員数	
7 業務内容	

※令和7年7月10日時点の情報を記入すること。

※商業謄本及び直近3年間における決算報告書の写しを添付すること。

※業務内容は簡潔に記載すること。

様式第3号

業務実績書

1 実績件数

実施要領3（6）に該当する実績件数	件
-------------------	---

2 実績内容

1	業務名（実験名）	
	実務概要	実験主体： 実験期間： 使用車両： 主な走行環境： 一般乗車の有無： インフラ協調の有無及び自動運転率：
	担当業務	
2	業務名（実験名）	
	業務概要	実験主体： 実験期間： 使用車両： 主な走行環境： 一般乗車の有無： インフラ協調の有無及び自動運転率：
	担当業務	
3	業務名（実験名）	
	業務概要	実験主体： 実験期間： 使用車両： 主な走行環境： 一般乗車の有無： インフラ協調の有無及び自動運転率：
	担当業務	

※主な走行環境は、走行ルート of 主な区間の車線数及び歩車分離の有無を記載すること。

※担当業務は簡潔に記載すること。

※自動運転率：走行距離のうち、運転手が手動介入せずに自動運転で走行できた距離の割合

※記載欄が不足する場合は追加すること。

※共同企業体による提案の場合は構成員ごとに作成すること。

※5件以上の実績を有する場合は主要なものを5件まで記載すること。

様式第5号

令和 年 月 日

米子市レベル4自動運転実装推進協議会会長 様

商号又は名称

質 問 書

自動運転バス運行業務に係るプロポーザルについて、次の事項について質疑がありますので提出します。

(質疑事項)

項 目	内 容